

大 田 市

における商品であって使用しない中古軽自動車等の

軽自動車税（種別割） 課税免除の手引き

《注意》

※対象となる車両は、「大田市」課税のもの（車検証等の「使用の本拠の位置」（主たる定置場）が大田市のもの）に限る。

中古自動車販売業者（古物営業法第3条第1項の規定により公安委員会の許可を受けている者に限る）が前年4月2日以降に取得し、今年4月1日現在において商品車として所有し、かつ、展示しているもので販売を目的としている中古軽自動車等については、一定の要件を満たせば商品用軽自動車等として軽自動車税（種別割）の課税免除を受けることができます。

大田市役所 税務課

1 対象車種

- ①軽四輪車
- ②軽三輪車
- ③軽二輪車（125 c c 超～250 c c 以下のバイク）
- ④二輪の小型自動車（250 c c 超のバイク）

2 要件

次の（1）及び（2）の要件をすべて満たしていること。

(1) 中古自動車販売業者に対する要件

①古物営業法第3条第1項に規定する古物商の許可を受け、同法施行規則第2条第4項の自動車及び第5号の自動二輪車を取り扱う者であること。

②市税に滞納がないこと。

(2) 軽自動車等の車両に関する要件

①前年4月2日以降に取得し、今年4月1日現在において販売業者が商品（販売を目的として取得したもの）として所有していること。

②下取り又は買い取られた中古軽自動車等（新車登録を除く）であること。

③使用の本拠地又は主たる定置場が大田市内であって、現に、大田市内において保有されていること。

④在庫商品として古物営業法第16条に規定する古物の帳簿等（以下「古物台帳」という。）に記載があり、かつ、現に大田市内で展示されているもので販売を目的としたものであること。また、軽自動車税（種別割）申告書に記載されている「所有形態」の欄に商品車である旨の記載があること。

⑤申請年度の4月1日現在において、所有者及び使用者の名義が、課税免除を受けようとする販売業者と同一の名義であること。

⑥販売業者が、取得後に新規検査又は継続検査を受けていないものであること。

⑦取得時の走行距離数と申請年度の4月1日現在の走行距離数に差異（※）が無いこと。

※取得時の走行距離数と4月1日現在の走行距離数の差が概ね100Km以上のものは該当になりません。

⑧車両の用途が下記のものでないこと。

- ・リース車、レンタカー等貸付を目的とするもの
- ・試乗又は回送のために使用するもの
- ・社用車として使用するもの
- ・代用車（代車）として使用するもの
- ・営業用登録車（車検証の「自家用・事業用」の欄が『事業用』となっているもの）

3 申請期間・申請場所

申請期間 申請年度の4月1日から4月12日まで（土・日を除く）

申請場所 大田市役所税務課（大田市大田町大田口 1111 番地 本庁1階）
大田市役所各支所税務担当課

お問い合わせ 電話：0854-83-8022（直通）

4 課税免除額 全額

5 提出書類

①軽自動車税課税免除申請書

②「古物商許可証」の写し

③「自動車検査証」の写し又は継続検査対象外軽自動車（250cc以下のバイク）については「軽自動車届出済証」の写し

④古物台帳の写し（取得時走行距離記載のもの）

⑤展示状態がわかる写真

(a) 標識番号が確認できる写真

(b) 展示販売されていることが確認できる写真

(c) 申請年度4月1日現在の走行距離数が確認できる写真

※1枚の写真で車両の全体と標識番号、展示状態が確認できれば(a)と(b)で1枚の写真でも構いません。

6 現地調査

課税免除の申請内容の確認のため、必要な場合によっては現地調査、帳簿閲覧等をする場合があります。

7 決定

課税免除の申請があったものについて、審査をし、課税免除の適否を決定します。

課税免除の要件に該当する場合は「課税免除決定通知書」により、非該当の場合は「課税免除却下通知書」により申請者に通知します。

8 取り消し

課税免除決定を受けたものについては、課税免除の要件に該当しない事実が判明したときは、課税免除を取り消し、「課税免除取消通知書」により申請者に通知します。

①虚偽または不正な申請により課税免除を受けたことが判明したとき

②課税免除要件に該当しない事実を確認したとき

③その他、市長が課税免除について決定を取り消すことが適当であると認めたとき